

## 保留地に関する諸手続きについて

### 1. 保留地の引き渡し

- ①組合より「**土地引き渡し通知**」(様式1)を発行
- ②買受人は引き渡し日までに、引き渡しを受ける保留地の残代金を支払う
- ③引き渡し日をもって使用収益開始

### 2. 保留地証明が必要な場合

- ①組合へ「**保留地証明願**」(様式2)を提出
- ②組合より**保留地の証明**【7日程度】

### 3. 第三者への権利譲渡

- ①第三者へ権利譲渡する場合は、「**権利譲渡承認願**」(様式3)を事前に組合へ提出
- ②組合より**権利譲渡の承認**【7日程度】
- ③権利譲渡後、「**権利変動届出書**」(様式4)を組合へ提出
- ④【中間省略登記の場合のみ】「**所有権移転先届出書**」(様式5)を組合へ提出

### 4. 土地区画整理法第76条許可申請

- ①「**76条許可申請書類一式**」(様式6)を組合へ提出
- ②組合より「**意見書**」(様式7)を発行【7日程度】
- ③大和町へ申請 → 許可

### 5. 建築工事

- ①工事着手前、「**着手届**」(様式8)を組合へ提出
- ②工事完了後、「**完了届**」(様式9)を組合へ提出

### 6. 引越し等により住所変更した場合

- 「**住所変更届出書**」(様式10)を組合へ提出